

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
糸魚川市	木浦地区（鬼伏、鬼舞、浜木浦、新戸、中尾）	平成25年3月15日	令和3年3月18日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	17.94ha
②アンケート調査等に回答した地区内の耕作者の耕作面積の合計	13.74ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	11.12ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.57ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.15ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
（備考） ③、④は、アンケート回答者の集計	

## 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、5年間で耕作をやめる農業者の耕作面積は5haとなっている。 中心経営体が十分でないため、新たな耕作者の確保が難しい。</li> <li>・耕作者の大半が兼業農家で、ほ場は未整備地のため、ほ場区画が小さく、集積が難しい。</li> <li>・耕作放棄地が年々増えてきている。</li> <li>・耕作者の減少等により、農道、用水路等の草刈り作業が大きな負担となっている。</li> <li>・農業用機械の更新が負担となっている。</li> <li>・営農継続の意欲を喪失させるほどの鳥獣による深刻な農作物被害が発生している。</li> </ul>
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中山間地域等直接支払制度等を活用し、農地の保全を行う。
後継者や新たな担い手の確保が必要である。他地区の担い手の参入も含め、担い手の確保を図る。
所有者の了承が得られる農地については畔を抜いて、大型機械が入りやすいようにし中心経営体が耕作しやすい農地に改良を行う。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
	省 略						
計	2人		3.8 ha		3.8 ha		

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

## 農地の耕作意向

- ・耕作をやめる意向が確認された農地(水田)は、3.39haとなっている。
- ・農業委員、農地利用最適化推進委員、直払制度の集落協定を中心に新たな耕作者を調整し、耕作放棄地の発生を防ぐ。

## 農地中間管理機構の活用方針

中間管理事業の周知を行い、機構への活用を図り、農地を機構に貸し付けていく。

## 基盤整備への取組方針

所有者の了承が得られる農地については畔を抜いて、大型機械が入りやすいようにし耕作しやすい農地に改良を行う。

## 所得安定の取組方針

果樹や野菜など、水稻以外の高収益作物の導入を検討し、所得の安定を図る。

## 鳥獣被害防止対策の取組方針

- ・鳥獣害対策として電気柵の適正な設置及び管理に取り組む。
- ・猟友会等の関係機関と連携し、捕獲を推進する。

## 畦畔、農道、用水等の管理方針

中山間地域等直接支払制度を活用し、農業施設の維持管理に取り組む。